

## 地 域 再 生 計 画

## 1 地域再生計画の名称

古賀市未来に引き継ぐ水辺環境づくり計画

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

福岡県、古賀市

## 3 地域再生計画の区域

古賀市の全域

## 4 地域再生計画の目標

近年、急激な産業・経済の発展や都市化による生活様式の変化などにより、特に生活排水に起因する河川・海域などの公共用水域の水質汚濁が広く進んでいます。そのため、生活環境の改善や公共用水域の水質保全の役割を担う污水处理施設の整備に対するニーズは、大都市をはじめ中小都市、農山漁村を含めた県全域において、ますます高まっています。

これに対応するため、福岡県では、県内市町村と連携して、各種污水处理施設の有する機能を検討し、地域の特性をふまえた調整を行い、全県域の污水处理施設の整備についての将来像として、「福岡県污水处理構想」を策定し、計画的、かつ、効率的な污水处理施設の整備を図っています。

また、福岡県の福岡市と北九州市の間に位置する古賀市は、人口 58,451 人（平成 26 年 3 月 31 日現在 住民基本台帳による。）、面積 42.11 平方キロメートルで、市の北側に大根川、中央に谷山川、南側に青柳川が流れています。周囲を見渡すと大都市福岡市に近接しており、更に九州自動車道の古賀 I C や主要国道が南北に延びる等の恵まれた立地条件を活かして、県下有数の工業力を持った市として発展し続けています。

他方、発展に伴って市内の環境が悪化し、特に人口増加や工業の活性化による生活・産業排水の処理能力の向上による環境改善等が課題となっています。先に挙げた市内の 3 つの河川においても、数十年前までは子どもが川遊びや小魚取りをして親しまれていましたが、急激な人口増加や生活様式の変化、それらに加えて工場立地や宅地開発等の要因により、未処理の生活雑排水が河川に流入し、河川の水質が悪化の一途をたどり、今では子供が水辺に親しむことが出来ない程に汚濁が進み、ホタル・メダカ・アメンボ・フナ・ビナ等の水辺生物の生息が危ぶまれています。

このような状況から、生活排水を処理するために、昭和 41 年から市の中心部で公共下水道事業を、平成 3 年から合併処理浄化槽設置整備事業を、平成 12 年

から中心部周辺の農業地域で農業集落排水事業を進め、河川の水質汚濁改善解消に向け事業を展開してきました。農業集落排水の供用を開始した平成 16 年以降、供用開始地域の下流の河川水質(BOD75%値)が改善傾向となっています。現在では、水辺環境活動や啓発活動の推進により、地域における市民活動の活性化が見られますが、未整備地域の下流域においては、環境教育の場として活用するには水質等において改善を必要とする箇所が見受けられます。

また、近年の農業就業人口の減少(平成 17 年度:760 人→平成 22 年度:479 人)や農業従事者の高齢化(60 歳以上の割合 平成 17 年度:64.5%→平成 22 年度:72.4%)などにより、農業用水路などの維持管理が困難となっており、水質や水辺環境の悪化にもつながることから、農業用水路の改良や污水处理施設の整備等を進める必要があります。

こうした状況に鑑み、古賀市では平成 24 年に策定した「第 4 次古賀市総合振興計画」の基本構想における 7 つの基本目標の 1 つを「住みやすい生活環境の整ったまちづくり」とし、その達成に向けた政策として「下水道の整備」を掲げています。そして、その基本方針として市民の生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため、下水道施設の計画的な整備に取り組み、平成 21 年度時点で 88.2%であった污水处理水洗化率をについて、平成 28 年度時点で 91.6%とすることを目標に掲げ、市全域の水洗化を図ることとしています。

このため污水处理施設を一体的に整備することに加えて、農業用水路・井堰等の改修等による流水の改善、市民による河川清掃運動の促進を図り、河川の清流を再生し昔のように子供が遊べる美しい川づくりをします。

また児童と地域住民が共同して実施しているホタル飼育や水辺公園の実態調査、河川の清掃活動の支援等による地域における市民活動の活性化やグリーンパーク内施設の活用等により市民が水辺とふれあう場を提供し、潤いある水環境に対する関心と呼び起こします。こうした取り組みにより、ホタル・メダカ・アメンボ・フナ・ビナ等が帰ってくる川を取り戻し、児童等の環境教育・学習の場として活用するとともに、美しい水の流れる農村景観、水辺環境を維持し、未来へ引き継ぐべき水と緑とのふれあいの場の創造を図ることにより、住環境と産業のバランスのとれた快適な町づくりを目指します。

#### (目標 1) 污水处理施設の整備促進

污水处理人口普及率 95.7% (基準値: H25 年度末) → 96.8% (中間目標値: H29 年度末) → 97.9% (計画目標値: H31 年度末)

#### (目標 2) 河川・海域における水質調査結果の環境基準適合状況

水質調査における環境基準適合割合 100% (基準値: H25 年度末) → 100% (中間目標値: H29 年度末) → 100% (計画目標値: H31 年度末)

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

古賀市は、「古賀市汚水処理施設整備構想」で位置づけられた古賀市中央東部に位置する、薦野・米多比地区で農業集落排水施設を、古賀市 薬王寺・青柳・小竹・その他（公共下水道認可区域及び農業集落排水事業採択区域を除く）地区については浄化槽を総合的に整備することにより、衛生的な住環境を整備します。

### 5-2 特定政策課題に関する事項

該当なし

### 5-3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

#### 汚水処理施設整備交付金【A3002】

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。

なお、整備箇所等は、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・農業集落排水（薦野・米多比Ⅰ期地区）：平成22年1月に、事業計画承認の通知を県より受けている。
- ・農業集落排水（薦野・米多比Ⅱ期地区）：平成27年3月に、事業計画承認の通知を県より受ける予定で、現在手続き中である。

[事業主体]

福岡県古賀市

[施設の種類]

農業集落排水施設、浄化槽

[事業区域]

- ・農業集落排水施設  
古賀市 薦野・米多比Ⅰ期 地区、薦野・米多比Ⅱ期 地区
- ・浄化槽（個人設置型）  
古賀市 薬王寺・青柳・小竹・その他（公共下水道認可区域、農業集落排水事業採択区域及び農業集落排水事業採択予定区域を除く）地区

[事業期間]

- ・農業集落排水施設 平成27年度～31年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成27年度～31年度

[整備量]

- ・農業集落排水施設  
(薦野・米多比Ⅰ期 地区)  
交付金対象事業  $\phi 65 \sim \phi 150$  L=1,530.4m  
処理場 1箇所  
単独事業  $\phi 50 \sim \phi 150$  L=257m  
(薦野・米多比Ⅱ期 地区)  
交付金事業  $\phi 150 \sim \phi 250$  L=10,033m

|              |      |          |
|--------------|------|----------|
| 単独事業         | φ150 | L=1,313m |
| ・ 浄化槽（個人設置型） | 119基 |          |

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

農業集落排水施設 薦野・米多比Ⅰ期地区 2,650人（H29年度供用開始予定）、薦野・米多比Ⅱ期地区で 2,120人、浄化槽 薬王寺・青柳・小竹・その他（公共下水道認可区域、農業集落排水事業採択区域及び農業集落排水事業採択予定区域を除く）地区で 468人。

[事業費]

|              |             |
|--------------|-------------|
| ・ 農業集落排水施設   | 1,606,228千円 |
| （うち、交付金      | 803,114千円）  |
| 単独事業費        | 139,000千円   |
| ・ 浄化槽（個人設置型） | 41,066千円    |
| （うち、交付金      | 13,688千円）   |
| 事業費合計        | 1,647,294千円 |
| （うち、交付金      | 816,802千円）  |
| 単独事業費合計      | 139,000千円   |

5-4 その他の事業

5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-4-2 複数事業と密接に関連させて効果を高める独自の取組

該当なし

5-4-3 支援措置によらない独自の取組

(1) 農業用水路・井堰等の改良事業

内 容 水利用の効率化を図ることで、農業者の利便性向上、営農に寄与し、水田を中心とした農地を確保するとともに、流域における水量・水質・自然環境の保全するため、水辺生物が生息しやすい環境を可能な限り維持しつつ、農業用水路や井堰の新設、改良及び改修を行う。

実施主体 古賀市

実施期間 平成27年4月～平成32年3月

(2) 市民による河川清掃運動支援

内 容 流水の改善や親水空間の創出を目的として、市民参加による河川等清掃活動支援を行う。

実施主体 古賀市

実施期間 平成27年4月～平成32年3月

**(3) 古賀グリーンパーク内の水辺環境維持事業**

内 容 古賀グリーンパーク内において、水路及びその周辺を中心とした清掃、草刈を実施し、市民が水辺環境と触れ合う空間を維持する。

実施主体 古賀市

実施期間 平成27年4月～平成32年3月

**(4) 児童と地域住民による環境学習支援事業**

内 容 市民が地域の自然環境等を再発見し、市民及び児童が環境への関心を高められるような身近な環境資源を活用した環境学習を市民ボランティアや学校、行政が連携して取り組むとともに、地域住民と児童が協力して学習することで環境に関するモラルやマナーの向上や地域の活性化に寄与する。

事業主体 古賀市及び市民団体

実施期間 平成27年4月～平成32年3月

**5-5 計画期間**

平成27年度～平成31年度

**6 目標の達成状況に係る評価に関する事項**

**6-1 目標の達成状況に係る評価の手法**

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に古賀市において必要な調査を行い状況を把握する。なお、河川の水質については、「古賀市環境基本条例」(平成16年条例第17号)に基づき作成される「古賀市環境報告書」における報告内容や調査データ結果を用いて中間評価、事後評価を行う。

**6-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容**

|                        | 平成25年度<br>(基準年度) | 平成29年度<br>(中間年度) | 最終目標  |
|------------------------|------------------|------------------|-------|
| 目標1<br>汚水処理人口普及率       | 95.7%            | 96.8%            | 97.9% |
| 目標2<br>水質調査結果の環境基準適合状況 | 100%             | 100%             | 100%  |

(指標とする数値の収集方法)

| 項目              | 収集方法                                |
|-----------------|-------------------------------------|
| 汚水処理人口普及率       | 古賀市下水道課において毎年度実施する古賀市公共下水道整備状況の調査より |
| 水質調査結果の環境基準適合状況 | 古賀市環境課において作成される環境報告書より              |

・ 目標の達成状況以外の評価を行う内容

1. 事業の進捗状況
2. 総合的な評価や今後の方針

6-3 目標の達成状況に係る公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（古賀市ホームページ）の利用により公表する。

6-4 その他

該当なし

7 構造改革特別区域計画に関する事項

該当なし

8 中心市街地活性化基本計画に関する事項

該当なし

9 産業集積形成等基本計画に関する事項

該当なし

整備する施設の整備区域又は整備箇所を示した図面

